

(仮称)大垣市子育て支援条例(素案)

前文

すべての子ども(満18歳未満の者をいう。以下、同じ)は、その一人ひとりが社会の宝、未来への希望であり、次代の大垣を担うかけがえのない大切な存在です。

豊かな自然や、文教のまちとしての教育風土のもとで、子ども一人ひとりが、健やかに育つことは、市民の願いです。

その願いを実現するためには、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手を取り合い、具体的に行動することが大切です。

ここに、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を目指し、この条例を制定します。

総則

1 (目的)

- ・ この条例は、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちを、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が連携・協働してつくりあげることが目的とします。

2 (基本理念)

- ・ 前条の目的を実現するため、次のことを大切にします。
 - (1) 子どもの幸せを第一に考え行動します。
 - (2) 子どもの育成や子育て支援のため協働します。

子どもの育成と子育て支援に関する役割

3 (市民の役割)

- ・ 市民は、互いに連携・協働し、次のとおり取り組みます。
 - (1) 心豊かで、笑顔があふれる子どもを育てます。
 - (2) 安心して子育てができ、子育ての喜びが実感できる環境づくりを行います。

4 (家庭の役割)

- ・ 家庭は、子育てにおける大切な役割と責任があることを認識し、次のとおり取り組みます。
 - (1) 子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情を持って子どもを育てます。
 - (2) 子どもが基本的な生活習慣や社会の決まり等を身につけることができるよう、自立した子どもを育てます。

5 (地域の役割)

- ・ 地域は、子どもの社会性や豊かな人間性を育てる役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。
 - (1) 家族で参加できる活動の場を提供する等、子どもや子育てに積極的にかかわりを持ちます。
 - (2) みまもりや声かけ等を通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりを行います。

6 (幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割)

- ・ 幼保園・保育園・幼稚園・学校（以下「学校等」という。）は、次代を担う子どもを指導・支援することに加え、地域の交流拠点という重要な役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。
 - (1) 保育者・教育者は専門性を高めるとともに、学校等が連携し子どもを育てます。
 - (2) 地域に開かれ、根ざした魅力ある園・学校づくりを進め、地域ぐるみで子どもを育てます。

7 (事業者の役割)

- ・ 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する社会的使命があることを認識し、次のとおり取り組みます。
 - (1) 事業所で働く保護者が、子どもとのかかわりを深めることができるよう努めます。
 - (2) 子どもの育成や子育て支援に関する活動に協力します。

8 (市の役割)

- ・ 市は、子どもの育成や子育て支援のための施策を、総合的かつ計画的に推進する役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。
 - (1) 子どもの育成や子育て支援に関する体制を充実します。
 - (2) 市民、家庭、地域、学校等及び事業者が相互に連携・協働できるよう調整を行います。

推進体制等

9 (子育て支援計画)

- ・ 市は、前条の役割を実施するため、子育て支援計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、実施した施策の評価を行います。
- 2 市は、計画を定めるときや変更するときには、市民の意見を聴くとともに、その反映に努めます。

10 (子育て支援会議)

- ・ 市が実施する子育て支援施策を推進するため、子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置します。

11 (組織及び任期)

- ・ 支援会議は、委員 15 人以内で組織します。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱します。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 子育てに関し優れた識見を有する者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 委員は、再任することができます。
- 5 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

12 (水都っ子ウィーク)

- ・ 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちをつくりあげるために、それぞれの役割・協働などに関し認識を深めるために、水都っ子ウィークを設けます。
- 2 水都っ子ウィークは、8 月 2 日から 8 月 8 日までの 7 日間とします。

雑則

13 (その他)

- ・ この条例に定めることのほか、必要なことについては、市長が定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行します。